

修正前

IV 分野別施策の推進

1 女性の人権

現状と課題

男女平等の理念は、日本国憲法において明記されており、法制上も「男女雇用機会均等法」などによって、男女平等の原則が確立されています。平成11年(1999年)には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現は21世紀の日本における最重要課題の一つに位置づけられました。しかしながら、男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場においてさまざまな男女差別を生む原因となっています。

男女共同参画社会基本法が制定されてからの10年で、女性の社会参画が進み、あらゆる場面で女性の活躍する姿が見られるようになりましたが、それはまだ一部の女性たちに限られたことであり、国際的に見ても女性の参画状況は極めて低い状況にあります。意見を反映させる審議会などの政策・方針決定過程へ男女が対等に参画する必要がありますが、女性の参画は近年停滞しています。また、就業の場においても、女性の就業率や管理職への登用は男性に比べて依然として低い現状があります。さらに、夫や恋人などのパートナーなどからの暴力＝ドメスティック・バイオレンス(DV)は深刻化しており、その影響が子どもにまで及ぶケースも少なくありません。相談件数が増加傾向にある中、一時保護施設などが不足しており、DV被害者救済支援の拡充が求められており、よりきめ細かな被害者救援策が必要となっています。

小田原市では、平成11年(1999年)、従前の「女性プラン」を改定し、「おだわら女性ビジョン」を策定しました。「おだわら女性ビジョン」では、女性問題を人権問題と位置づけ、社会のあらゆる分野で男女共同参画社会の実現を目指し、施策を進めてきましたが、計画の目標年次である平成22年度を迎え、社会環境の変化や課題への対応、**男女共同参画のより一層の推進という観点から改定する必要性が生じています。**

男性と女性が性別によって差別され、役割を強制されることがなく、自立した個人として尊重され、男女がともにあらゆる分野に参画し、責任を分かちあう男女共同参画社会を実現するために、推進組織の整備・充実も重要な課題となっています。

修正後

IV 分野別施策の推進

1 女性の人権

現状と課題

男女平等の理念は、日本国憲法において明記されており、法制上も「男女雇用機会均等法」などによって、男女平等の原則が確立されています。平成11年(1999年)には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現は21世紀の日本における最重要課題の一つに位置づけられました。しかしながら、男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場においてさまざまな男女差別を生む原因となっています。

男女共同参画社会基本法が制定されてからの10年で、女性の社会参画が進み、あらゆる場面で女性の活躍する姿が見られるようになりましたが、それはまだ一部の女性たちに限られたことであり、国際的に見ても女性の参画状況は極めて低い状況にあります。意見を反映させる審議会などの政策・方針決定過程へ男女が対等に参画する必要がありますが、女性の参画は近年停滞しています。また、就業の場においても、女性の就業率や管理職への登用は男性に比べて依然として低い現状があります。さらに、夫や恋人などのパートナーなどからの暴力＝ドメスティック・バイオレンス(DV)は深刻化しており、その影響が子どもにまで及ぶケースも少なくありません。相談件数が増加傾向にある中、一時保護施設などが不足しており、DV被害者救済支援の拡充が求められており、よりきめ細かな被害者救援策が必要となっています。

小田原市では、平成11年(1999年)、従前の「女性プラン」を改定し、「おだわら女性ビジョン」を策定しました。「おだわら女性ビジョン」では、女性問題を人権問題と位置づけ、社会のあらゆる分野で男女共同参画社会の実現を目指し、施策を進めてきましたが、計画の目標年次である平成22年度を迎え、社会環境の変化や課題**に対応し、男女共同参画をより一層推進するため、平成23年度からの新たな「男女共同参画プラン」を策定しています。**

男性と女性が性別によって差別され、役割を強制されることがなく、自立した個人として尊重され、男女がともにあらゆる分野に参画し、責任を分かちあう男女共同参画社会を実現するために、推進組織の整備・充実も重要な課題となっています。

主要施策の方向

1 児童虐待の予防・支援

「小田原市要保護児童対策地域協議会」において、実務者会議や個別ケース検討会議を実施したり、小・中学校、保育所、幼稚園におけるネットワーク会議の充実を図るなど、児童虐待の未然防止や早期発見に努めます。また、**児童虐待の未然防止のため**乳児家庭全戸訪問の実施に努めます。

※「児童虐待」における「児童」とは、18歳に満たない者をいいます。

2 相談・支援体制の整備・充実

子どもや保護者等が、安心して相談できる体制の一層の充実を図ります。児童虐待、問題行動、不登校、いじめなどの相談に初期段階で対応できるよう、児童相談員の配置やカウンセラーを派遣するなどの相談体制を整備していきます。また、困難を抱える青少年や保護者の不安や悩みを解消し、早期に問題解決が図られるよう、関係支援機関と連携しながら安心して相談できる体制を充実させます。

3 子育て環境の充実

保育所の入所待機児童解消や延長保育、一時預り及び病後児保育の支援体制づくりを行い、保護者の就労などの理由により保育困難な子どもに対し適切な保育環境づくりを進めるとともに、子育て世帯に利用しやすいまちづくりを目指します。

また、安心して子育てができるよう、**子どもを預けたい人と預かる人で構成する**「ファミリー・サポート・センター」^{※5}の充実を図るとともに、子育て家庭が抱える育児不安等についての相談指導、育児情報の提供、親子同士の仲間づくりや情報交換ができる「子育て支援センター」の整備充実を図ります。

4 子どもが健やかに育つ環境づくりの推進

子どもたちが健やかに育つため、子どもの人権に配慮した学校運営や教育指導等に努め、子どもたちが豊かな人間関係の中で安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりを図ります。また、学校・家庭・地域等との連携により、青少年に悪影響を及ぼす有害な社会環境の浄化を進めるとともに、青少年の健全育成を担う指導者の養成を図りながら、これに取り組む市民活動を促進します。

5 人権尊重の意識を高める教育の充実

幼児・児童・生徒が自ら「考え、感じ、行動する」という主体的な学習の中で、人権問題についての理解を深め、他者の意見を傾聴し他者を尊重する態度を身につけることができるよう、指導方法の改善に努めます。また、人間関係を築く能力やコミュニケーション能力、他の人の立場や思いを想像する力を育てるために、職業体験やボランティア活動等の多様な体験学習や、高齢者、障がい者等の地域の方々との交流の機会を充実させます。

※5 ファミリー・サポート・センター：子育てに関する援助を受けたい人（依頼会員）と援助ができる人（支援会員）がそれぞれ会員登録をして、育児の負担を軽減するために、地域の人たちが互いに助け合っていくことを目指した会員同士の相互援助活動

主要施策の方向

1 児童虐待の予防・養育者支援

「小田原市要保護児童対策地域協議会」において、実務者会議や個別ケース検討会議を実施したり、小・中学校、保育所、幼稚園におけるネットワーク会議の充実を図るなど、児童虐待の未然防止や早期発見に努めます。また、**児童虐待につながる育児不安等の解消を図るため**乳児家庭全戸訪問の実施に努めます。

※「児童虐待」における「児童」とは、18歳に満たない者をいいます。

2 相談・支援体制の整備・充実

子どもや保護者等が、安心して相談できる体制の一層の充実を図ります。児童虐待、問題行動、不登校、いじめなどの相談に初期段階で対応できるよう、児童相談員の配置やカウンセラーを派遣するなどの相談体制を整備していきます。また、困難を抱える青少年や保護者の不安や悩みを解消し、早期に問題解決が図られるよう、関係支援機関と連携しながら安心して相談できる体制を充実させます。

3 子育て環境の充実

保育所の入所待機児童解消や延長保育、一時預り及び病後児保育の支援体制づくりを行い、保護者の就労などの理由により保育困難な子どもに対し適切な保育環境づくりを進めるとともに、子育て世帯に利用しやすいまちづくりを目指します。

また、安心して子育てができるよう、**子育ての支援を受けたい人と支援ができる人で構成する**「ファミリー・サポート・センター」^{※5}の充実を図るとともに、子育て家庭が抱える育児不安等についての相談指導、育児情報の提供、親子同士の仲間づくりや情報交換ができる「子育て支援センター」の整備充実を図ります。

4 子どもが健やかに育つ環境づくりの推進

子どもたちが健やかに育つため、子どもの人権に配慮した学校運営や教育指導等に努め、子どもたちが豊かな人間関係の中で安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりを図ります。また、学校・家庭・地域等との連携により、青少年に悪影響を及ぼす有害な社会環境の浄化を進めるとともに、青少年の健全育成を担う指導者の養成を図りながら、これに取り組む市民活動を促進します。

5 人権尊重の意識を高める教育の充実

幼児・児童・生徒が自ら「考え、感じ、行動する」という主体的な学習の中で、人権問題についての理解を深め、他者の意見を傾聴し他者を尊重する態度を身につけることができるよう、指導方法の改善に努めます。また、人間関係を築く能力やコミュニケーション能力、他の人の立場や思いを想像する力を育てるために、職業体験やボランティア活動等の多様な体験学習や、高齢者、障がい者等の地域の方々との交流の機会を充実させます。

※5 ファミリー・サポート・センター：子育てに関する援助を受けたい人（依頼会員）と援助ができる人（支援会員）がそれぞれ会員登録をして、育児の負担を軽減するために、地域の人たちが互いに助け合っていくことを目指した会員同士の相互援助活動

3 高齢者の人権

現状と課題

先進国を中心として、世界的に高齢化が進む中、平成4年（1992年）の国連総会において、平成11年（1999年）を国際高齢者年とする決議がなされました。

日本では、平成7年（1995年）12月に、「高齢社会対策基本法」が施行され、平成13年（2001年）12月には新たな「高齢社会対策大綱」が閣議決定されました。

さらに、平成18年（2006年）4月には高齢者の尊厳の保持の重要性から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

日本の総人口は、平成16年（2004年）をピークに減少局面に入り、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎えて、高齢化が一層加速しています。こうした状況の中、介護の際の虐待や、詐欺商法での被害といった高齢者の人権問題が社会問題となっています。

小田原市では、平成8年（1996年）に高齢化率が14%を超えて「高齢社会」^{※6}となり、それからわずか10年後の平成18年（2006年）には21%を超え「超高齢社会」^{※7}に入りました。さらに平成26年（2014年）には、高齢化率は26%となり、市民の4人に1人が高齢者という状況になると見込まれています。

高齢者人口の増加に伴い、介護が社会問題化する中で、平成12年度には「自立支援」と「尊厳保持」を理念とする介護保険制度がスタートしました。サービスの利用、供給ともに順調に推移し、小田原市でも介護保険給付費が初年度の42億円余から、平成21年度（2009年度）90億円余に増加するなど、介護保険制度はすでに市民生活に定着しています。

一方で、少子高齢化とともに家族やコミュニティのあり方が変容するにつれて、高齢者の人権に関わる問題が顕在化しつつあります。援護を要する高齢者が的確なサービスを受けられなかったり、身体的・経済的虐待に遭ったりするような事例も増え、問題は複雑かつ深刻化しています。

高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある暮らしを続けられるよう、人権推進に関わる地域住民や関係機関との連携体制を強化するとともに、市民ぐるみの意識向上を図ることが求められます。

3 高齢者の人権

現状と課題

先進国を中心として、世界的に高齢化が進む中、平成4年（1992年）の国連総会において、平成11年（1999年）を国際高齢者年とする決議がなされました。

日本では、平成7年（1995年）12月に、「高齢社会対策基本法」が施行され、平成13年（2001年）12月には新たな「高齢社会対策大綱」が閣議決定されました。

さらに、平成18年（2006年）4月には高齢者の尊厳の保持の重要性から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

日本の総人口は、平成16年（2004年）をピークに減少局面に入り、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎えて、高齢化が一層加速しています。こうした状況の中、介護の際の虐待や、詐欺商法での被害といった高齢者の人権問題が社会問題となっています。

小田原市では、平成8年（1996年）に高齢化率が14%を超えて「高齢社会」^{※6}となり、それからわずか10年後の平成18年（2006年）には21%を超え「超高齢社会」^{※7}に入りました。さらに平成26年（2014年）には、高齢化率は26%となり、市民の4人に1人が高齢者という状況になると見込まれています。

高齢者人口の増加に伴い、介護が社会問題化する中で、平成12年度には「自立支援」と「尊厳保持」を理念とする介護保険制度がスタートしました。サービスの利用、供給ともに年々増加し、小田原市でも介護保険給付費が初年度の42億円余から、平成21年度（2009年度）90億円余に増加するなど、介護保険制度はすでに市民生活に定着しています。

一方で、少子高齢化とともに家族やコミュニティのあり方が変容するにつれて、高齢者の人権に関わる問題が顕在化しつつあります。援護を要する高齢者が的確なサービスを受けられなかったり、身体的・経済的虐待に遭ったりするような事例も増え、問題は複雑かつ深刻化しています。

高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある暮らしを続けられるよう、人権推進に関わる地域住民や関係機関との連携体制を強化するとともに、市民ぐるみの意識向上を図ることが求められます。

4 障がい者の人権

現状と課題

障がい者の権利については、障がいがある人も、障がいがない人と共に生きる社会こそ当たり前の社会であるというノーマライゼーション^{※11}の考え方に基づき、行政が必要なサービスを決定する措置制度から、平成15年（2003年）に、障がい者自身が必要なサービスを選択する支援費制度に改正されるとともに、平成16年（2004年）には「障害者基本法」に障がい者差別の禁止等が規定されました。さらに、平成18年（2006年）には「障害者自立支援法」により、身体、知的、精神の3障がいに対するサービスが統合されました。

ノーマライゼーションの考え方に基づく社会づくりを進めるためには、社会のすべての人々が障がいを十分に理解し、配慮していくことが必要です。

小田原市では、介護給付や地域生活支援事業のサービス見込み量や見込み量確保のための方策について定めた3年間の「第1期障害福祉計画18-20」を策定し、その後、平成20年度（2008年度）には「第2期障害福祉計画21-23」を策定しました。

市町村の役割が重要なものとして位置づけられた「地域生活支援事業」については、手話通訳者を市役所の窓口に設置するほか、地域活動支援センターや地域自立支援協議会の機能強化を図り、市内4箇所に設置した**障がい者相談事業所**の連携と充実を図ることになりました。

社会参加が進む中で、障がい者が福祉サービスを自ら選択することなど自己決定権が重視され、そのための施策が実施されるようになりましたが、依然として障がい者の権利侵害や財産の保全管理などの問題が起こっています。そのような問題に対処するために、自己選択や自己決定の判断能力が十分でない知的障がい者・精神障がい者に対しては福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度の利用を促進する必要があります。

障がい者の就労については、その障がいから一般企業への就職や就労の継続が困難な場合も多く、適切な訓練の機会やアドバイスの提供が必要であるとともに、企業等に対する障がいの特性の理解や障がい者が働く上での配慮に関する啓発が必要になっています。

また、障がい者が生きがいを持って生きるために、芸術、文化、レクリエーション活動への参加や地域社会の活動への参加など、社会参加の拡大が必要です。

4 障がい者の人権

現状と課題

障がい者の権利については、障がいがある人も、障がいがない人と共に生きる社会こそ当たり前の社会であるというノーマライゼーション^{※11}の考え方に基づき、行政が必要なサービスを決定する措置制度から、平成15年（2003年）に、障がい者自身が必要なサービスを選択する支援費制度に改正されるとともに、平成16年（2004年）には「障害者基本法」に障がい者差別の禁止等が規定されました。さらに、平成18年（2006年）には「障害者自立支援法」により、身体、知的、精神の3障がいに対するサービスが統合されました。

ノーマライゼーションの考え方に基づく社会づくりを進めるためには、社会のすべての人々が障がいを十分に理解し、配慮していくことが必要です。

小田原市では、介護給付や地域生活支援事業のサービス見込み量や見込み量確保のための方策について定めた3年間の「第1期障害福祉計画18-20」を策定し、その後、平成20年度（2008年度）には「第2期障害福祉計画21-23」を策定しました。

市町村の役割が重要なものとして位置づけられた「地域生活支援事業」については、手話通訳者を市役所の窓口に設置するほか、地域活動支援センターや地域自立支援協議会の機能強化を図り、市内4箇所に設置した**障がい者相談支援事業所**の連携と充実を図ることになりました。

社会参加が進む中で、障がい者が福祉サービスを自ら選択することなど自己決定権が重視され、そのための施策が実施されるようになりましたが、依然として障がい者の権利侵害や財産の保全管理などの問題が起こっています。そのような問題に対処するために、自己選択や自己決定の判断能力が十分でない知的障がい者・精神障がい者に対しては福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度の利用を促進する必要があります。

障がい者の就労については、その障がいから一般企業への就職や就労の継続が困難な場合も多く、適切な訓練の機会やアドバイスの提供が必要であるとともに、企業等に対する障がいの特性の理解や障がい者が働く上での配慮に関する啓発が必要になっています。

また、障がい者が生きがいを持って生きるために、芸術、文化、レクリエーション活動への参加や地域社会の活動への参加など、社会参加の拡大が必要です。

6 外国籍市民の人権

現状と課題

今日、日本で生活する外国人登録者が急激に増え、平成 21 年末には 218 万人を超え、総人口の 1.71%を占めるようになりました。外国籍市民は日常生活において、さまざまな困難を抱える場合があります。また、言語、宗教、習慣等の違いから、外国籍市民をめぐってさまざまな人権問題が発生しています。

小田原市では、外国籍市民の人口が、平成 22 年 10 月 1 日現在で 1,926 人、人口に占める割合は 0.97%となっており、現在も増加傾向にあることから、日常生活に関わる支援を中心に、関係諸機関と協働しながら外国籍市民の支援等に取り組んでいます。

現在、医療通訳派遣システムの活用により、協定医療機関の依頼を受けて通訳を派遣するなど、日本語の話せない方に対する医療機関受診の支援を行うとともに、外国籍市民の妊娠・出産等に対する不安を解消するため、多言語による母子健康手帳の交付や、妊娠中から保健師や助産師による訪問や電話での支援を行っています。

しかしながら、外国籍市民は、医療、福祉、防災、教育、住居の確保などの面で、さまざまな課題を抱えており、地域で安心して暮らせるための支援が求められています。

また、文化、習慣、価値観の違いなどから生じる外国籍市民に対する偏見や差別をなくすため、「地球市民フェスタ」など外国の文化に気軽に触れることのできる、市民主体の国際交流事業を支援・推進するとともに、姉妹都市（アメリカ・チュラビスタ市）や友好都市（オーストラリア・マンリー市）と青少年の相互交流を行っています。

一方、近年の国際化の進展に伴い、国際交流等を通じ、相互理解の推進が図られるなど、互いの違いを認め合い、尊重し合うことのできる多文化共生社会の実現に向けた取組が推進されてきています。異なる文化や習俗、言語などに対する理解不足から生ずる偏見や差別をなくしていくため、多文化について、さらに理解を深めるための教育・啓発等に向けた取組が重要となってきています。

6 外国籍市民の人権

現状と課題

今日、日本で生活する外国人登録者が急激に増え、平成 21 年末には 218 万人を超え、総人口の 1.71%を占めるようになりました。外国籍市民は日常生活において、さまざまな困難を抱える場合があります。また、言語、宗教、習慣等の違いから、外国籍市民をめぐってさまざまな人権問題が発生しています。

小田原市では、外国籍市民の人口が、平成 22 年 10 月 1 日現在で 1,926 人、人口に占める割合は 0.97%となっており、現在も増加傾向にあることから、日常生活に関わる支援を中心に、関係諸機関と協働しながら外国籍市民の支援等に取り組んでいます。

現在、医療通訳派遣システムの活用により、協定医療機関の依頼を受けて通訳を派遣するなど、日本語の話せない方に対する医療機関受診の支援を行うとともに、外国籍市民の妊娠・出産等に対する不安を解消するため、多言語による母子健康手帳の交付や、妊娠中から保健師や助産師による訪問や電話での支援を行っています。

また、文化、習慣、価値観の違いなどから生じる外国籍市民に対する偏見や差別をなくすため、「地球市民フェスタ」など外国の文化に気軽に触れることのできる、市民主体の国際交流事業を支援・推進するとともに、姉妹都市（アメリカ・チュラビスタ市）や友好都市（オーストラリア・マンリー市）と青少年の相互交流を行っています。

近年の国際化の進展に伴い、国際交流等を通じ、相互理解の推進が図られるなど、互いの違いを認め合い、尊重し合うことのできる多文化共生社会の実現に向けた取組が推進されてきています。**外国籍市民が、医療、福祉、防災、教育、住居の確保など、地域で安心して暮らすための支援が求められているとともに、異なる文化や習俗、言語などに対する理解不足から生ずる偏見や差別をなくしていくため、多文化について、さらに理解を深めるための教育・啓発等に向けた取組が重要となってきています。**